

## 税理士に関する対露制裁の対象業務とその対象者

### 対象業務（令和4年9月5日以降に開始するもの）

#### 会計業務

財務書類の作成

会計帳簿の記帳 など

#### 経営コンサルタント業務

マネジメントに関する診断・指導・教育訓練

マネジメントに関する調査研究

### 対象者

#### ロシア連邦企業（ただし、以下に掲げるものは除く。）

- ・ロシア人（個人営業者）
- ・日本の法令に基づき設立されたロシア人が経営する法人
- ・ロシア連邦の法令に基づき設立されたロシア人が経営する法人の日本支店
- ・ロシア連邦の法令に基づき設立された法人のうち、次のいずれかのもの  
日本企業等により、発行済株式の100分の10以上を所有されるもの  
日本企業等との間において、役員の派遣・長期にわたる原材料の供給等、永続的な関係のあるもの

※内容について疑義がある場合は最寄りの各国税局（所）税理士監理官（税理士事務担当）までお問合せください。